

第 2 5 期宝塚市農業委員会
令和 7 年第 8 回議事録
(2025年)

令和7年 8 月 2 0 日
(2025年)

宝 塚 市 農 業 委 員 会

第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第8回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)8月20日(水) 14時00分～15時30分

2. 場 所 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

4番小中和正、9番平塚茂樹

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

3番阪上秀一

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第78号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

2 議案第79号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件

3 議案第80号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件

1 報告第85号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

2 報告第86号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

3 報告第87号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

4 報告第88号 農地法第4条第1項第7号の規定を準用する一時転用終了届の

件

第 2 5 期宝塚市農業委員会令和 7 年第 8 回総会

日時：令和 7 年 8 月 2 0 日

開会 14 時 0 0 分

○林会長 それでは、第 2 5 期宝塚市農業委員会令和 7 年第 8 回の総会を開催します。

本日は、平塚委員、小中委員、阪上推進委員が欠席者です。会議に必要な過半数は、出席しておりますので、第 8 回総会は成立しております。本日の議事録署名人ですが、3 番阪上会長代理、5 番逢坂委員さんをお願いしたいと思います。それでは総会を始めたいと思います。事務局長から諸般の御報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、御質問等ございますか。特にないので、それでは、議案審議に移りたいと思います。議案第 7 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第 7 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

1 件目、申請人の方が(住所)、(氏名)さん。譲渡人、(住所)、(氏名)さんほか 1 名です。申請地は、境野字(地番)ほか 2 筆、地目は田、地積が 3 筆合計で 1, 0 7 3 m²です。譲受人の耕作面積は、1, 4 4 9 m²。従事者は 2 人。権利の種類は所有権です。その他としまして、ほか 2 筆は(地番)・田・2 6 m²と(地番)・田・5 6 8 m²。譲渡人のほか 1 名が小林律子さん(持分 2 分の 1)となっております。

譲受人が(氏名)さん、譲渡人が(氏名)さんほか 1 名、作成者は私、岡田です。審査基準ですが、第 2 項第 1 号につきましては、譲受人は 2 0 年以上農業を営んでおり、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクター 3 台、コンバイン 2 台、田植機 2 台、乾燥機 1 台、所有しています。第 2 項第 2 号と第 2 項第 3 号については、個人であるのと信託でないので適用はありません。第 2 項第 4 号については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。譲受人含めて世帯員が 2 名、年間従事日数はそれぞれ 1 8 0 日と 1 0 0 日。第 2 項第 5 号については、転貸には所有農地なので当たりません。第 2 項第 6 号、地域調和は、申請地では販売用の米と自家消費用の野菜を生産予定で、境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。

位置図は10ページ目で確認をお願いします。

2件目、申請人は、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さんほか1名。申請地は、境野字(地番)、地目は田、地積は862㎡。譲受人の耕作面積は、2,694㎡。従事者は1人、権利の種類は所有権です。譲受人の方(氏名)さん、譲渡人の方(氏名)さんほか1名、作成者は岡田です。第2項第1号につきましては、譲受人は30年以上農業を営んでおり、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクターは1台、所有されています。第2項第2号と第2項第3号については、個人であるのと信託ではありませんので適用はありません。第2項第4号については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。譲受人1名で、年間従事日数は50日です。第2項第5号は、所有農地なので転貸には当たりません。第2項第6号については、申請地では自家消費用の米を生産する予定。境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。譲受人は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。位置図は同じ10ページ目を御覧ください。

3件目、申請人は、(住所)、(氏名)さん。譲渡人は、(氏名)さんほか1名です。申請地は、境野字(地番)、田、地積が2,176㎡。譲受人の方の耕作面積は、14,000㎡。従事者数は1人です。権利の種類は所有権です。譲受人(氏名)さん、譲渡人(氏名)さんほか1名、作成者は岡田です。第2項第1号について、譲受人は10年以上農業を営んでおり、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクターは2台、田植機が1台、コンバインを1台所有されています。第2項第2号と第2項第3号については、個人であるのと信託ではありませんので適用はありません。第2項第4号については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は、譲受人含め世帯員2名、年間従事日数はそれぞれ150日、30日です。第2項第5号は、許可申請に係る農地は所有農地であるため、転貸に当たりません。第2項第6号については、申請地では販売用の米を生産する予定。境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。譲受人は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。

4件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人の方が(氏名)さんほか1名。申請地は、境野字(地番)、地目は田、地積が2,567㎡。譲受人の方の耕作面積は、5,766㎡。従事者数は2人です。権利の種類は所有権で、調査書は、8ページ目をお願いします。譲受人の方(氏名)さん、譲渡人の方(氏名)さんほか1名、作成者は岡田です。第2項第1号、譲受人は35年農業を営んでおり、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全て

を効率的に利用できるものと見込まれます。トラクターは1台、田植機が1台、コンバインを1台所有されています。第2項第2号と第2項第3号については、個人であるためと信託ではありませんので適用はありません。第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は、譲受人含め世帯員2名、年間従事日数はそれぞれ50日と10日です。第2項第5号は、所有農地であるため、転賃には当たりません。第2項第6号は、販売用の米を生産する予定。境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。譲受人は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。位置図については、11ページで確認をお願いいたします。

5件目、申請人は（住所）、（氏名）さんほか4名。譲渡人は、（氏名）さんほか1名。申請地は、境野字（地番）、地目が畑、地積が2,069㎡。譲受人の方は耕作面積が、7,542㎡で家族人数は5人です。権利の種類は所有権です。譲受人の方のほか4名なのですが、境野字（住所）、（氏名）さん、境野字（住所）、（氏名）さん、境野字（住所）、（氏名）さん、境野字（住所）、（氏名）さんとなっております。調査書が、9ページになります。譲受人の方、（氏名）さんほか4名、譲渡人の方、（氏名）さんほか1名、作成者は岡田です。第2項第1号なのですが、譲受人5名は25年以上農業を営んでおり、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。草刈り機1台を購入される予定です。第2項第2号と第2項第3号は、個人であるのと信託ではありませんので適用はありません。第2項第4号は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は、譲受人含め5名、年間従事日数はそれぞれ50日です。第2項第5号は、所有農地であるため、転賃には当たりません。第2項第6号は、申請地では粟を生産する予定です。境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認しております。譲受人は本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。位置図は、12ページ目で御確認をお願いいたします。

○林会長 説明は終わりました。農業委員会等に関する法律第31条では、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議案に参加することができないこととなっております。よって、1件目の議案、福本委員が関係する事項となりますので一度退出をお願いします。

（福本委員 退出）

○林会長 それでは、議案継続してまいりたいと思います。福本委員の代理として、私、林が意見、結果等の内容について御報告させていただきます。

これについては、境野地域に住んでおられた方が、農地を相続したが、市内にお住まいで、農業もできないので、境野集落の方にお譲りになったと。水利や農会も特に

問題もないということで、5件とも境野の方が相続で受けられ、境野の方に返されたというような事案でございます。よって、本件につきましては、特に問題はないと私は確認しております。以上です。ほかに、この件につきまして何か、御意見、御質問等ございますか。ないようでしたら採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、1件目から5件目の関係、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので許可することといたします。福本委員、入ってください。

(福本委員 入室)

○林会長 それでは、審議を続けます。議案第79号 生産緑地の係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第79号 生産緑地の係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願がありましたので、御審議願います。

1件目、申請者が(住所)、(氏名)さんです。申請地は、口谷東(地番)ほか4筆、地目は畑、地積は、4, 285㎡(5筆合計)です。耕作者は申請者と同じ、従事者も申請者と同じです。申請理由は(個人情報)で、事実の発生日が(個人情報)です。その他といたしまして、申請者の住民票の抄本、(個人情報)の添付がございました。また、事務局と本人とで面談をしました。申請地は、口谷東(地番)・畑・991㎡と(地番)・畑・423㎡と(地番)・畑・935㎡と(地番)・畑・773㎡の5筆です。

2件目、申請者は、(住所)、(氏名)さんです。申請地は、山本丸橋(地番)ほか3筆で、地目は田、地積は4筆合計で3, 744㎡です。耕作者は、(個人名)さん。証明する従事者も(個人名)さんです。申請理由は(個人情報)で、事実の発生日は(個人情報)です。その他といたしまして、申請者の住民票の抄本、除籍謄本の添付がございました。申請地は、山本丸橋(地番)・田・727㎡と山本野里(地番)・畑・436㎡と(地番)・畑・95㎡の4筆です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 申請者ですが、(個人情報)ということで、申請されております。問題は特にないと思います。

○林会長 2件目、金岡委員。

○金岡委員 (個人情報)ということなので、問題はないかと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。特にないので、採決したいと思います。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。次に議案第80号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第80号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

申請人は、(住所)、(氏名)さん。所有者の方が(住所)、(氏名)さんです。山本東(地番)、地目が田、地積が247㎡です。譲受人の方の耕作面積は、温室の床面積で72㎡、労働力は1名です。調査書は後ほど御説明させていただきます。令和7年9月1日から令和8年8月31日の一年間で、権利の種類は賃貸借です。調査書について説明をさせていただきます。申請人は、(氏名)さん、所有者が(氏名)さん、作成者は岡田です。

第4条第3項第1号について、サボテン・多肉植物を鉢植え栽培にて温室内で育成されています。インターネット販売を中心に販売を進めておられます。

事業内容ですが、借手が植物の残渣等は農地に放置せず適切に処理いたします。また、除草は適宜除草作業を実施いたします。近隣住民等の住環境への影響を考慮し、農地利用の際は、早朝・夜間を避け、路上駐車・騒音には十分に気を付けるなど、適切な使用を心がけます。地権者の(氏名)さんは、当該農地周縁部での除草や農会・水利組合との折衝、水路の管理等を行い、この農地で営む農業について年間30日程度の活動を行います。第4条第3項の従事状況については、年間従事予定日数は150日です。農地の利用状況についてですが、所有地はなし、所有地以外の土地が72㎡。作付予定の作物は、サボテン・多肉植物です。所有されている機具はありません。農作業経験は3年。世帯員の労働力はなし。圃場までの距離は10分となっております。

周辺地域との関係は、借り受ける圃場は温室栽培が主であることから、周辺環境への農業のドリフトなどの影響は少ないと考えられます。また、温室内は鉢植えでの栽培であることから、ほかの農家の耕作への影響は少ないとなっております。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。金岡委員。

○金岡委員 一年間の継続ということで、申請が出されていますので、何も問題はないかと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、本件に対しまして何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、認定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。続いて報告事項に移りたいと思います。報告第85号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第85号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したもののについて報告します。

1件目、届出者が、(住所)、(氏名)さんです。届出地が、山本東(地番)ほか1筆、地目は田、地積は287㎡(2筆合計)です。耕作者は届出者と同じです。転用目的は住宅用地で、土地の造成期間が令和7年11月1日から30日間、建設期間が令和8年2月1日から175日間です。施設の概要につきましては、木造1階建て1棟で、延床面積が88.6㎡です。その他といたしまして、水利組合同意書の添付、隣接農地は届出者の所有農地のため同意書の添付はございません。届出地の内訳ですが、158番2・田・90㎡です。

2件目、届出者は、(住所)、(氏名)さんです。届出地が、口谷西(地番)ほか1筆です。地目は畑、地積が446㎡(2筆合計)です。耕作者は届出者と同じです。転用目的は資材置場及び駐車場で、土地の造成期間が令和7年9月1日から30日間、建設期間はございません。施設の概要につきましては、駐車場5台の砂利敷きで、面積が446㎡です。その他といたしまして、水利組合同意書の添付がございました。隣接農地はないため同意書の添付はございません。届出地は、口谷西(地番)と(地番)・畑・72㎡です。位置図は、29ページを施設の概要は、30ページを御覧ください。

3件目、届出者が、(住所)、(氏名)さん。届出地が、中筋(地番)ほか3筆。地目が畑、地積が4筆合計で969㎡です。耕作者は届出者と同じです。転用目的は資材置場で、土地の造成期間が令和7年9月8日から10日間です。建設期間はございません。施設の概要は、砂利敷きの969㎡です。その他といたしまして、水利組合同意書の添付、隣接農地の同意書の添付がございました。届出地が、中筋(地番)と(地番)・畑・343㎡と(地番)・畑・234㎡と(地番)・畑・145㎡の計4筆です。位置図は、31ページ、施設の概要は32ページを御覧ください。

4件目、届出者が、(住所)、(氏名)さん。届出地が、中筋(地番)。地目が田、地積が265㎡です。耕作者も同じく届出者と同じです。転用目的が資材置場で、土地の造成期間が令和7年8月25日から10日間で、建設期間はございません。施設の概要は、同じく砂利敷きの265㎡です。その他といたしまして、水利組合と隣接農地同意書の添付がございました。位置図につきましては、31ページ、施設の概要は、33ページを御覧ください。

5件目、届出者が、(住所)、(氏名)さん。届出地が、中筋(地番)。地目は田、

地積が632㎡です。耕作者も同じく(氏名)さんです。転用目的も資材置場で、造成期間が令和7年8月15日から10日間です。建設期間はございません。施設の概要は、同じく砂利敷きの632㎡で、その他といたしまして、水利組合と隣接農地の同意書の添付がございました。位置図は34ページ、施設の概要は35ページを御覧ください。

6件目、届出者は、(住所)、(氏名)さん。届出地が、中筋(地番)ほか2筆です。地目は田、地積は3筆合計で1,951㎡です。耕作者は届出者と同じです。転用目的は資材置場で、造成期間が令和7年9月20日から20日間。建設期間はございません。施設の概要は、砂利敷きで面積は1,951㎡です。その他といたしまして、水利組合と隣接農地の同意書の添付がございました。届出地は、中筋(地番)・田・307㎡と(地番)・田・565㎡です。位置図は、34ページ、施設の概要は36ページを御覧ください。

7件目、届出者が(住所)、(氏名)さんです。届出地は、安倉北(地番)、地目は畑、地積は396㎡、耕作者は届出者と同じです。転用目的が駐車場で造成期間・建設期間ともにございません。施設の概要は、アスファルト舗装(15台)で、面積が396㎡です。その他といたしまして、水利組合同意書の添付がございました。現状既に駐車場になっておりますので、始末書の添付がございました。位置図は、37ページを施設の概要は、38ページを御覧ください。

○林会長 それでは、地区委員の意見を伺いたいと思います。1件目、金岡委員。

○金岡委員 (個人情報)ということで、問題はないかと思います。

○林会長 2件目、阪上照一委員。

○阪上照一委員 隣接農地もないし、特に問題はないと思います。

○林会長 3件目から6件目まで、今里委員。

○今里委員 3件目、4件目が村の中の狭い道路に接しているところで、資材置場ということで、どのように利用されるか制限などもあるかも分かりませんが、またどのように利用されるか分からないという不安なところがありますけれども、隣接農地同意書や水利組合の同意書があるので、農業委員会としては、申請自体は適正に申請されていると思います。

○林会長 7件目、田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等ございますか。特にないので、次に移りたいと思います。報告第86号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第86号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1 件目、譲受人が（住所）、（氏名）さん。譲渡人が（住所）、（氏名）さん。届出地は口谷東（地番）、地目は畑、地積が139㎡、耕作者は（氏名）さんです。転用目的は駐車場。造成期間は許可日から30日間。施設の概要としまして、アスファルト舗装で11台、面積が139㎡。権利の種類は所有権で、その他としまして、水利組合同意書と隣接農地同意書の添付がありました。位置図は、43ページ、施設の概要は44ページを御確認ください。

2 件目、譲受人が（住所）、（氏名）さん。譲渡人が（住所）、（氏名）さん。届出地、山本中（地番）、地目が畑、地積が2筆合計で314㎡。耕作者は（氏名）さんです。転用目的が住宅用地、造成期間は令和7年11月1日から240日間、建設期間は令和8年7月1日から180日間です。施設の概要は、戸建住宅が6棟、区画面積が約150㎡です。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合同意書の添付がありました。届出地のほか1筆ですが、山本中（地番）・畑・88㎡となっております。位置図は45ページ、施設の概要も御確認をお願いします。

3 件目、3 件目と4 件目の届出者が同じなので、まとめて説明をさせていただきます。まず、3 件目の譲受人の方が、（住所）、（氏名）さん。譲渡人が、（住所）、（氏名）さん、届出地は、3 件目が（地番）、地目が田、面積が728㎡、耕作者は、（氏名）さん。転用目的が住宅用地、造成期間が令和7年9月1日から90日間、建設期間は令和8年1月1日から270日間。施設の概要は木造2階建ての7棟、面積は区画面積で、約100㎡。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合同意書、隣接農地同意書の添付がありました。位置図は47ページで御確認をお願いいたします。

4 件目、届出地が安倉中（地番）、地目が田、地積が1,041㎡、耕作者が（氏名）さん。転用目的・造成期間・建設期間・施設の概要は、3 件目で説明させていただいたとおりです。位置図は49ページ、概要は48ページと50ページをご確認ください。

5 件目、譲受人が、（住所）、（氏名）さん、譲渡人が、（住所）、（氏名）さん。届出地が、安倉南（地番）、地目が田、地積が455㎡。耕作者が坂上利治さんです。転用目的は住宅用地、造成期間が令和7年9月1日から90日間、建設期間は令和8年1月1日から90日間、施設の概要は木造2階建て4棟、面積は区画面積で約100㎡。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合同意書の添付がありました。隣接農地は届出者の所有農地となっておりましたので同意書の添付はございませんでした。位置図は51ページ、概要は52ページで確認をお願いします。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1 件目、阪上照一委員。

○阪上照一委員 この届出地は、（個人情報）という話ですので、問題はないと思います。

○林会長 2 件目、金岡委員。

○金岡委員 家の周りの農地が2筆あり、それを転用ということで、問題はないかと思ひます。

○林会長 3件目から5件目、田中委員。

○田中委員 (個人情報) という形です。両方とも問題ないと思ひます。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等ござひますか。

○上田推進委員 2件目の小さいほうの畑88㎡ですが、これも住宅用地として買われると。

○金岡委員 もともとは、これ全部、家が建ってひまして、家の周りに椿を置ひてひまして、その椿を植えたり、鉢植えの状態て置ひたりしてひいたところが、たまたま農地と88㎡が残ってひまして、それを全部転用しないと住宅地としては、取れないということてです。

○上田推進委員 ということは、この2つある畑の間のところ。

○金岡委員 住宅地。

○上田推進委員 住宅地になってひるのですね。

○金岡委員 なってひます。それで現に家も建ってひおりますし、幾らかは椿が植わってひます。もともと椿専門の業者さんだつたので。

○上田推進委員 土地のほうは、空き地、建物は建てないということてですね。広いほうだけ建てられるということてですね。

○金岡委員 いやいや、全部潰して、家も潰して、その一帯を潰して、86号の46ページを見てもらつたら載ってひると思うのですけども、6軒建ちます。敷地が結構奥と、これが阪急電車の上は、やはりこういう平面上であると販売できないというような感じになりますので、そういう形で販売、(個人情報)。

○上田推進委員 ありがとうござひました。

○林会長 上田推進委員、よろしいですか。

○上田推進委員 はい。ありがとうござひます。

○林会長 ほかに何か御意見、御質問ござひますか。特になひようてしたら、次に移りたいと思ひます。報告第87号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行ってひる旨の証明の件を報告いたひします。事務局から説明願ひます。

○事務局 報告第87号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行ってひる旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行ひてひることを証明したので報告ひします。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は、令和4年6月25日から令和7年7月1日てです。耕作面積は、1,581㎡て、納税猶予農地は中筋(地番)ほか5筆の合計6筆てです。証明年月日て令和7年7月1日、願出地は、中筋(地番)・畑・357㎡て苗木てです。(地番)・畑・151㎡と(地番)・田・104㎡て植木てした。中筋(地番)・田・411㎡と(地番)・田・248㎡て、肥培

管理が行われておりました。(地番)・田・310㎡は植木が植わっておりました。位置図は、56ページを御覧ください。

2件目、申請人は(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和4年7月23日から令和7年7月3日です。耕作面積が1,076㎡です。納税猶予農地は山本南(地番)ほか2筆の3筆で面積は、耕作面積と同じです。証明年月日は令和7年7月3日で、願出地の内訳が、山本南(地番)・田・394㎡、(地番)・田・527㎡と(地番)・田・155㎡で、全て植木が植わっておりました。位置図は、57ページを御覧ください。

3件目、申請人は(住所)、(氏名)さんです。農業経営期間が令和4年7月5日から令和7年7月10日です。耕作面積が386㎡で、納税猶予農地は中筋(地番)で1筆です。面積は耕作面積と同じで、証明年月日が令和7年7月10日です。こちらには、果樹が植わっておりました。位置図は、58ページを御覧ください。

4件目、(住所)、(氏名)さん、農業経営期間が令和4年7月28日から令和7年7月14日です。耕作面積が3,600㎡で、納税猶予農地は、安倉中(地番)ほか5筆の合計6筆。面積は合計で3,600㎡です。証明年月日は令和7年7月14日、願出地は、安倉中(地番)・田・281㎡と(地番)・田・506㎡が植木、中筋(地番)・田・953㎡が水稻、中筋(地番)・田・1,342㎡が植木と田が半分でした。(地番)・畑・419㎡と(地番)・畑・99㎡が野菜、畑がされておりました。位置図は、59ページと60ページと61ページを御覧ください。

では、最後5件目です。申請人が、(住所)、(氏名)さんです。農業経営期間が令和4年6月28日から令和7年7月16日です。耕作面積が3,082㎡で、納税猶予農地が、泉町17番ほか4筆の合計5筆です。納税猶予農地面積が合計で3,082㎡です。証明年月日が令和7年7月16日です。願出地は、泉町(地番)・田・981㎡が畑で、(地番)・田・459㎡、(地番)・田・76㎡、(地番)・田・843㎡、(地番)・田・723㎡は植木が植わっておりました。位置図は、62ページを御覧ください。

○林会長 農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。特にないので、引き続きまして、報告事項第88号 農地法第4条第1項第7号の規定を準用する一時転用終了届の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第88号 農地法第4条第1項第7号の規定を準用する一時転用届の件。別紙のとおり、農地の一時転用使用終了の届出がありましたので、報告します。

届出者が(住所)、(氏名)さん。届出地が口谷東(地番)、地目は畑、地積が2,120㎡のうち66㎡、耕作者は(氏名)さんです。

転用目的は、工事車両の通路、造成及び建設期間は、令和7年3月1日から令和7年7月31日までです。その他としまして、近隣住宅開発に伴う工事車両の通路として、2,120㎡のうち66㎡の一時転用をされていまして。令和7年7月31日

をもって農地に復旧したため、終了届出の提出がありました。位置図については、65ページで、概要については、66ページを御確認お願いいたします。

○林会長 説明は終わりました。農業委員さん、推進委員さんで何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、以上で本日の議案3件、報告4件について審議等は終了させていただきます。これをもちまして、令和7年第8回総会は閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番（会長）

林 五郎

3 番

阪上 文代

5 番

逢坂 洋子